

例 規 名	富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>国は、行政手続や内部手続における書面・押印・対面を見直すこととし、サービスの宣誓時の「署名及び対面」を不要とする改正がされました。また、埼玉県においても、サービスの宣誓に関する宣誓書の「署名及び押印」を不要とする改正がされました。</p> <p>本市の押印見直し方針や、これらを踏まえ、本市においても、職員のサービスの宣誓の実施方法について変更を行うものです。</p> <p>※国は政令の改正を令和3年3月26日付で公布 ※埼玉県は条例の改正を令和3年3月30日付で公布</p>
制 定 内 容	<p>(1) 「任命権者等の面前」での「署名」を廃止し、宣誓書を任命権者に提出することに改正</p> <p>(2) サービスに関する宣誓書のうち「押印」を廃止</p>
施 行 日	公布の日から施行

